

# 小規模老人保健施設ボヌール重要事項説明書

当施設はご契約者に対して介護保険施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1. 事業者

事業者の名称	医療法人社団 三愛会
事業者の所在地	名寄市西1条北5丁目1番19
法人種別	医療法人
代表者名	山岸 眞理
電話番号	01654-3-3911
指定年月日及び指定番号	平成5年5月1日 3211445

## 2. ご利用の事業所

事業所の名称	小規模老人保健施設ボヌール
事業所の所在地	北海道士別市東6条5丁目
管理者の氏名	長尾 恒
電話番号	0165-26-9033
指定事業者番号	0153280037

## 3. 事業の目的と運営の方針

### 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、(介護予防) 短期入所療養介護を提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

### [小規模老人保健施設ボヌールの運営方針]

- (1) 在宅支援機能を果たすため、家庭介護の知識と技術の普及のための、啓発センターとして機能したい。
- (2) 利用者の介護者に代わるケアだけでなく、地域に開放し、地域との交流を重視し、家庭と施設の結び付きが密接になる施設としたい。
- (3) 真にケアが必要な利用者に対して、必要な期間だけ、いつでもサービスを提供できるような地域のシステム作りにも貢献したい。
- (4) 楽しい生活訓練を迫り、利用者の生活の質向上を目標としたい。
- (5) 認知症の利用者に対しても、家庭生活を続けられるようにケアし、介護者が少しでも長く在宅介護を続けられるようにアドバイスしたい。

#### 4. 職員の職種、人数及び職務内容

	常 勤		夜 間	業 務 内 容
	人数	人数		
・医 師	1名	(1名)		医学的管理業務
・看護職員	3名以上			看護リハビリテーション業務（夜間オンコール）
・介護職員	10名以上		2名	介護療養生活のサポート業務
・介護支援専門員	1名以上			施設サービス計画の作成・説明及び交付
・支援相談員	1名以上			生活全般の指導・市町村と連携
・理学療法士	1名以上	(1名以上)		機能回復訓練、リハ計画作成業務
・作業療法士	0名以上	(0名以上)		機能回復訓練、リハ計画作成業務
・言語聴覚士	0名以上	(0名以上)		機能回復訓練、リハ計画作成業務

( ) は、本体施設と兼務になります。

※介護支援専門員は支援相談員と兼務になります。

#### 5. 営業日（電話連絡については、24時間体制となっています。）

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	月曜日～金曜日 9:00～17:15 土曜日 9:00～12:30
休業日	日・祝祭日、7月15日(土別祭り)、8月15日(お盆休み)、12月30日から1月3日

#### 6. 入所定員等

- ・定員 29名
- ・療養室 個室29室

#### 7. 介護老人保健施設サービスの内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② (介護予防) 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
  - 朝食 8時00分～ 8時30分
  - 昼食 12時00分～12時30分
  - 夕食 18時00分～18時30分
- ④ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ その他
  - \*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

#### 8. 当事業所が提供する利用料金

利用料金に関しましては、別紙利用者負担説明書に記載しているとおりです。

## 9. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
  - ・ 名 称 士別市立病院
  - ・ 住 所 士別市東11条5丁目3029番地1
- ・ 協力歯科医療機関
  - ・ 名 称 医療法人社団山本歯科医院 風連歯科診療所
  - ・ 住 所 名寄市風連町西町78-61

## 10. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、自動火災報知設備、火災通報装置、避難口誘導灯
- ・ 防災訓練 年2回

## 11. サービスの利用に関する留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会時間は、午前9時から午後8時までです。
- ・ 外出・外泊は、事前にお申し出下さい。
- ・ 飲酒は、医師の許可が必要です。
- ・ 施設内は全館禁煙となっています。
- ・ 設備・備品の利用は、大切に取扱って下さい。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、最小限をお願いします。
- ・ 金銭・貴重品の管理はご自分で管理願います。
- ・ 外出・外泊時等の施設外での受診を希望される方は、あらかじめお申し出下さい。
- ・ ペットの持ち込みは禁止です。

## 12. 事故発生時の対応

入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 13. 緊急時における対応方法

入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じずるとともに、管理者に報告し、最善の対応をいたします。

## 14. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	副師長 近藤 久子
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

15. 苦情の受付について (契約書第16条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

支援相談員 花田 千春

士別市東6条5丁目

電話 0165-26-9033

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9:00～17:15

また、苦情受付ボックスを1Fに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付期間

士別市市役所高齢者福祉課	士別市東6条5丁目 (士別市役所内) 電話 0165-23-3121
北海道国民健康保険団体連合会 介護保険課企画・苦情係	札幌市中央区南2条西14丁目 電話 011-231-5161 (内線 6111) 受付時間 午前9時～午後5時 (月～金曜日)
北海道社会福祉協議会	札幌市中央区北2条西7丁目 北海道立社会福祉総合センター3階 電話 011-241-3976 受付時間 午前9時～午後5時

16. 個人情報保護について

事業所では「個人情報保護規定」「情報開示規定」「情報管理規定」を定めています。規定については事業所に備え付けていますので、いつでもご覧になることができます。

私は、本書面に基づいて説明者の 花田 千春 から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

ご利用者 住所

氏名

印

ご利用者の家族等 住所

氏名

印

続柄 ( )